

「別冊 連結法人に係る移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、新設又は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
別冊 連結法人に係る移転価格税制の適用に当たっての参考事例集	別冊 連結法人に係る移転価格税制の適用に当たっての参考事例集
【留意事項】(省 略)	【留意事項】(同 左)
【定義】(省 略)	【定義】(同 左)
目次	目次
第一章 独立企業間価格の算定方法の選定に関する事例	第一章 独立企業間価格の算定方法の選定に関する事例
事例 1 独立価格比準法を用いる場合 1	事例 1 独立価格比準法を用いる場合 1
事例 2 再販売価格基準法を用いる場合 15	事例 2 再販売価格基準法を用いる場合 15
事例 3 原価基準法を用いる場合 17	事例 3 原価基準法を用いる場合 17
事例 4 独立価格比準法に準ずる方法を用いる場合 19	事例 4 独立価格比準法に準ずる方法を用いる場合 19
事例 5 原価基準法に準ずる方法と同等の方法を用いる場合 24	事例 5 原価基準法に準ずる方法と同等の方法を用いる場合 24
事例 6 取引単位営業利益法を用いる場合 28	事例 6 取引単位営業利益法を用いる場合 28
事例 7 寄与度利益分割法を用いる場合 <u>36</u>	事例 7 寄与度利益分割法を用いる場合 <u>33</u>
事例 8 残余利益分割法を用いる場合 <u>43</u>	事例 8 残余利益分割法を用いる場合 <u>40</u>
事例 9 差異の調整 <u>46</u>	事例 9 差異の調整 <u>43</u>
第二章 独立企業間価格の算定方法の適用等に係る留意事項に関する事例	第二章 独立企業間価格の算定方法の適用等に係る留意事項に関する事例
(1) 無形資産の取扱いに関する事例	(1) 無形資産の取扱いに関する事例
事例 10 研究開発及びマーケティング活動により形成された無形資産 <u>49</u>	事例 10 研究開発及びマーケティング活動により形成された無形資産 <u>46</u>
事例 11 販売網及び品質管理ノウハウに関する無形資産 <u>54</u>	事例 11 販売網及び品質管理ノウハウに関する無形資産 <u>51</u>
事例 12 従業員等の事業活動を通じて企業に蓄積されたノウハウ等の無形資産 <u>56</u>	事例 12 従業員等の事業活動を通じて企業に蓄積されたノウハウ等の無形資産 <u>53</u>

改 正 後	改 正 前
事例 1 3 無形資産の形成・維持・発展への貢献・・・・・・・・・・ 59	事例 1 3 無形資産の形成・維持・発展への貢献・・・・・・・・・・ 56
事例 1 4 無形資産の形成費用のみ負担している場合の取扱い・・・・・・・・ 61	事例 1 4 無形資産の形成費用のみ負担している場合の取扱い・・・・・・・・ 58
事例 1 5 出向者が使用する連結法人の無形資産・・・・・・・・・・ 63	事例 1 5 出向者が使用する連結法人の無形資産・・・・・・・・・・ 60
(2) 利益分割法の適用に当たり共通的な留意事項に関する事例	(2) 利益分割法の適用に当たり共通的な留意事項に関する事例
事例 1 6 連鎖取引における利益分割法の適用範囲・・・・・・・・・・ 65	事例 1 6 連鎖取引における利益分割法の適用範囲・・・・・・・・・・ 62
事例 1 7 利益分割法の適用範囲から除くことのできる取引・・・・・・・・ 68	事例 1 7 利益分割法の適用範囲から除くことのできる取引・・・・・・・・ 65
事例 1 8 分割対象利益等の算出・・・・・・・・・・ 71	事例 1 8 分割対象利益等の算出・・・・・・・・・・ 68
(3) 残余利益分割法の適用に当たっての留意事項に関する事例	(3) 残余利益分割法の適用に当たっての留意事項に関する事例
事例 1 9 人件費較差による利益の取扱い・・・・・・・・・・ 74	事例 1 9 人件費較差による利益の取扱い・・・・・・・・・・ 71
事例 2 0 市場特性、市況変動等による利益の取扱い・・・・・・・・・・ 77	事例 2 0 市場特性、市況変動等による利益の取扱い・・・・・・・・・・ 74
事例 2 1 基本的利益の計算・・・・・・・・・・ 79	事例 2 1 基本的利益の計算・・・・・・・・・・ 76
事例 2 2 残余利益等の分割要因・・・・・・・・・・ 81	事例 2 2 残余利益等の分割要因・・・・・・・・・・ 78
(4) その他の事例	(4) その他の事例
事例 2 3 企業グループ内役務提供・・・・・・・・・・ 85	事例 2 3 企業グループ内役務提供・・・・・・・・・・ 82
事例 2 4 複数年度の考慮・・・・・・・・・・ 90	事例 2 4 複数年度の考慮・・・・・・・・・・ 87
事例 2 5 国外関連者に対する寄附金・・・・・・・・・・ 93	事例 2 5 国外関連者に対する寄附金・・・・・・・・・・ 90
事例 2 6 価格調整金等の取扱い・・・・・・・・・・ 96	事例 2 6 価格調整金等の取扱い・・・・・・・・・・ 93
第三章 事前確認事例	第三章 事前確認事例
事例 2 7 目標利益率に一定の範囲を設定する事例・・・・・・・・・・ 99	事例 2 7 目標利益率に一定の範囲を設定する事例・・・・・・・・・・ 96
事例 2 8 重要な前提条件・・・・・・・・・・ 103	事例 2 8 重要な前提条件・・・・・・・・・・ 100
第一章 独立企業間価格の算定方法の選定に関する事例	第一章 独立企業間価格の算定方法の選定に関する事例
【事例 1】(独立価格比準法を用いる場合)	【事例 1】(独立価格比準法を用いる場合)

改 正 後	改 正 前
<p>《ポイント》(省 略)</p> <p>《前提条件》(省 略)</p> <p>《移転価格税制上の取扱い》(省 略)</p> <p>《解説》</p> <p>1～2 (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p>	<p>《ポイント》(同 左)</p> <p>《前提条件》(同 左)</p> <p>《移転価格税制上の取扱い》(同 左)</p> <p>《解説》</p> <p>1～2 (同 左)</p> <p>3 (同 左)</p>

改 正 後	改 正 前																
(参考1) 独立企業間価格の算定方法	(参考1) 独立企業間価格の算定方法																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">棚卸資産の売買取引</th> <th style="text-align: center;">棚卸資産の売買取引以外の取引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 【基本三法】 ① 独立価格比準法 (措置法第68条の88第2項第1号イ) ② 再販売価格基準法 (措置法第68条の88第2項第1号ロ) ③ 原価基準法 (措置法第68条の88第2項第1号ハ) </td> <td> 【基本三法と同等の方法】 ① 独立価格比準法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ② 再販売価格基準法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ③ 原価基準法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) </td> </tr> <tr> <td> 【基本三法に準ずる方法】 ① 独立価格比準法に準ずる方法 (措置法第68条の88第2項第1号ニ) ② 再販売価格基準法に準ずる方法 (措置法第68条の88第2項第1号ニ) ③ 原価基準法に準ずる方法 (措置法第68条の88第2項第1号ニ) </td> <td> 【基本三法に準ずる方法と同等の方法】 ① 独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ② 再販売価格基準法に準ずる方法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ③ 原価基準法に準ずる方法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) </td> </tr> <tr> <td> 【その他政令で定める方法】 ① 比較利益分割法 (措置法施行令第39条の112第7項第1号(同号イに係る部分に限る)) ② 寄与度利益分割法 (措置法施行令第39条の112第7項第1号(同号ロに係る部分に限る)) ③ 残余利益分割法 (措置法施行令第39条の112第7項第1号(同号ハに係る部分に限る)) ④ 取引単位営業利益法 (措置法施行令第39条の112第7項第2号から第5号) ⑤ ①から④までの方法に準ずる方法 (措置法施行令第39条の112第7項第6号) </td> <td> 【その他政令で定める方法と同等の方法】 ① 比較利益分割法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ② 寄与度利益分割法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ③ 残余利益分割法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ④ 取引単位営業利益法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ⑤ 左欄の⑤の方法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) </td> </tr> </tbody> </table>	棚卸資産の売買取引	棚卸資産の売買取引以外の取引	【基本三法】 ① 独立価格比準法 (措置法第68条の88第2項第1号イ) ② 再販売価格基準法 (措置法第68条の88第2項第1号ロ) ③ 原価基準法 (措置法第68条の88第2項第1号ハ)	【基本三法と同等の方法】 ① 独立価格比準法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ② 再販売価格基準法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ③ 原価基準法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号)	【基本三法に準ずる方法】 ① 独立価格比準法に準ずる方法 (措置法第68条の88第2項第1号ニ) ② 再販売価格基準法に準ずる方法 (措置法第68条の88第2項第1号ニ) ③ 原価基準法に準ずる方法 (措置法第68条の88第2項第1号ニ)	【基本三法に準ずる方法と同等の方法】 ① 独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ② 再販売価格基準法に準ずる方法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ③ 原価基準法に準ずる方法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号)	【その他政令で定める方法】 ① 比較利益分割法 (措置法施行令第39条の112第7項第1号(同号イに係る部分に限る)) ② 寄与度利益分割法 (措置法施行令第39条の112第7項第1号(同号ロに係る部分に限る)) ③ 残余利益分割法 (措置法施行令第39条の112第7項第1号(同号ハに係る部分に限る)) ④ 取引単位営業利益法 (措置法施行令第39条の112第7項第2号から第5号) ⑤ ①から④までの方法に準ずる方法 (措置法施行令第39条の112第7項第6号)	【その他政令で定める方法と同等の方法】 ① 比較利益分割法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ② 寄与度利益分割法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ③ 残余利益分割法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ④ 取引単位営業利益法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ⑤ 左欄の⑤の方法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">棚卸資産の売買取引</th> <th style="text-align: center;">棚卸資産の売買取引以外の取引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 【基本三法】 ① 独立価格比準法 (措置法第68条の88第2項第1号イ) ② 再販売価格基準法 (措置法第68条の88第2項第1号ロ) ③ 原価基準法 (措置法第68条の88第2項第1号ハ) </td> <td> 【基本三法と同等の方法】 ① 独立価格比準法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ② 再販売価格基準法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ③ 原価基準法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) </td> </tr> <tr> <td> 【基本三法に準ずる方法】 ① 独立価格比準法に準ずる方法 (措置法第68条の88第2項第1号ニ) ② 再販売価格基準法に準ずる方法 (措置法第68条の88第2項第1号ニ) ③ 原価基準法に準ずる方法 (措置法第68条の88第2項第1号ニ) </td> <td> 【基本三法に準ずる方法と同等の方法】 ① 独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ② 再販売価格基準法に準ずる方法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ③ 原価基準法に準ずる方法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) </td> </tr> <tr> <td> 【その他政令で定める方法】 ① 比較利益分割法 (措置法施行令第39条の112第7項第1号(同号イに係る部分に限る)) ② 寄与度利益分割法 (措置法施行令第39条の112第7項第1号(同号ロに係る部分に限る)) ③ 残余利益分割法 (措置法施行令第39条の112第7項第1号(同号ハに係る部分に限る)) ④ 取引単位営業利益法 (措置法施行令第39条の112第7項第2号・第3号) ⑤ ①から④までの方法に準ずる方法 (措置法施行令第39条の112第7項第4号) </td> <td> 【その他政令で定める方法と同等の方法】 ① 比較利益分割法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ② 寄与度利益分割法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ③ 残余利益分割法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ④ 取引単位営業利益法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ⑤ 左欄の⑤の方法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) </td> </tr> </tbody> </table>	棚卸資産の売買取引	棚卸資産の売買取引以外の取引	【基本三法】 ① 独立価格比準法 (措置法第68条の88第2項第1号イ) ② 再販売価格基準法 (措置法第68条の88第2項第1号ロ) ③ 原価基準法 (措置法第68条の88第2項第1号ハ)	【基本三法と同等の方法】 ① 独立価格比準法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ② 再販売価格基準法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ③ 原価基準法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号)	【基本三法に準ずる方法】 ① 独立価格比準法に準ずる方法 (措置法第68条の88第2項第1号ニ) ② 再販売価格基準法に準ずる方法 (措置法第68条の88第2項第1号ニ) ③ 原価基準法に準ずる方法 (措置法第68条の88第2項第1号ニ)	【基本三法に準ずる方法と同等の方法】 ① 独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ② 再販売価格基準法に準ずる方法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ③ 原価基準法に準ずる方法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号)	【その他政令で定める方法】 ① 比較利益分割法 (措置法施行令第39条の112第7項第1号(同号イに係る部分に限る)) ② 寄与度利益分割法 (措置法施行令第39条の112第7項第1号(同号ロに係る部分に限る)) ③ 残余利益分割法 (措置法施行令第39条の112第7項第1号(同号ハに係る部分に限る)) ④ 取引単位営業利益法 (措置法施行令第39条の112第7項第2号・第3号) ⑤ ①から④までの方法に準ずる方法 (措置法施行令第39条の112第7項第4号)	【その他政令で定める方法と同等の方法】 ① 比較利益分割法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ② 寄与度利益分割法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ③ 残余利益分割法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ④ 取引単位営業利益法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ⑤ 左欄の⑤の方法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号)
棚卸資産の売買取引	棚卸資産の売買取引以外の取引																
【基本三法】 ① 独立価格比準法 (措置法第68条の88第2項第1号イ) ② 再販売価格基準法 (措置法第68条の88第2項第1号ロ) ③ 原価基準法 (措置法第68条の88第2項第1号ハ)	【基本三法と同等の方法】 ① 独立価格比準法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ② 再販売価格基準法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ③ 原価基準法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号)																
【基本三法に準ずる方法】 ① 独立価格比準法に準ずる方法 (措置法第68条の88第2項第1号ニ) ② 再販売価格基準法に準ずる方法 (措置法第68条の88第2項第1号ニ) ③ 原価基準法に準ずる方法 (措置法第68条の88第2項第1号ニ)	【基本三法に準ずる方法と同等の方法】 ① 独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ② 再販売価格基準法に準ずる方法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ③ 原価基準法に準ずる方法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号)																
【その他政令で定める方法】 ① 比較利益分割法 (措置法施行令第39条の112第7項第1号(同号イに係る部分に限る)) ② 寄与度利益分割法 (措置法施行令第39条の112第7項第1号(同号ロに係る部分に限る)) ③ 残余利益分割法 (措置法施行令第39条の112第7項第1号(同号ハに係る部分に限る)) ④ 取引単位営業利益法 (措置法施行令第39条の112第7項第2号から第5号) ⑤ ①から④までの方法に準ずる方法 (措置法施行令第39条の112第7項第6号)	【その他政令で定める方法と同等の方法】 ① 比較利益分割法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ② 寄与度利益分割法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ③ 残余利益分割法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ④ 取引単位営業利益法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ⑤ 左欄の⑤の方法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号)																
棚卸資産の売買取引	棚卸資産の売買取引以外の取引																
【基本三法】 ① 独立価格比準法 (措置法第68条の88第2項第1号イ) ② 再販売価格基準法 (措置法第68条の88第2項第1号ロ) ③ 原価基準法 (措置法第68条の88第2項第1号ハ)	【基本三法と同等の方法】 ① 独立価格比準法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ② 再販売価格基準法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ③ 原価基準法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号)																
【基本三法に準ずる方法】 ① 独立価格比準法に準ずる方法 (措置法第68条の88第2項第1号ニ) ② 再販売価格基準法に準ずる方法 (措置法第68条の88第2項第1号ニ) ③ 原価基準法に準ずる方法 (措置法第68条の88第2項第1号ニ)	【基本三法に準ずる方法と同等の方法】 ① 独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ② 再販売価格基準法に準ずる方法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ③ 原価基準法に準ずる方法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号)																
【その他政令で定める方法】 ① 比較利益分割法 (措置法施行令第39条の112第7項第1号(同号イに係る部分に限る)) ② 寄与度利益分割法 (措置法施行令第39条の112第7項第1号(同号ロに係る部分に限る)) ③ 残余利益分割法 (措置法施行令第39条の112第7項第1号(同号ハに係る部分に限る)) ④ 取引単位営業利益法 (措置法施行令第39条の112第7項第2号・第3号) ⑤ ①から④までの方法に準ずる方法 (措置法施行令第39条の112第7項第4号)	【その他政令で定める方法と同等の方法】 ① 比較利益分割法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ② 寄与度利益分割法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ③ 残余利益分割法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ④ 取引単位営業利益法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号) ⑤ 左欄の⑤の方法と同等の方法 (措置法第68条の88第2項第2号)																
<p>(参考2) 最も適切な方法の選定に当たり勘案する事項のうち、次の4つの点についての説明</p> <p>(1) 独立企業間価格の算定における各算定方法(以下の説明において同等の方法を含む。)の長所及び短所</p>	<p>(参考2) 最も適切な方法の選定に当たり勘案する事項のうち、次の4つの点についての説明</p> <p>(1) 独立企業間価格の算定における各算定方法(以下の説明において同等の方法を含む。)の長所及び短所</p>																

改正後	改正前
<p>イ・ロ (省 略)</p> <p>ハ</p> <p>他方、営業利益の水準も取引の当事者が果たす機能の差異によって影響を受けることがあるが、事業を行う場合に遂行される機能の差異は、一般的に機能の遂行に伴い支出される<u>販売費及び一般管理費</u>（以下「<u>営業費用</u>」という。）の水準差として反映され、売上総利益の水準では大きな差があっても営業利益の水準では一定程度均衡すると考えられることから、取引の当事者が果たす機能に差異があっても調整が不要となる場合がある。したがって、取引単位営業利益法は、基本三法よりも差異の影響を受けにくい方法ということができ、公開情報から比較対象取引を見いだすことができる場合が多くなる。</p> <p>このため、国外関連取引と非関連者間取引との間に措置法施行令第 39 条の 112 第 7 項第 2 号から第 5 号までに規定する割合（<u>利益指標</u>）の算定に影響を及ぼすことが客観的に明らかな差異が認められない限り、当該非関連者間取引は取引単位営業利益法を適用する上での比較対象取引として採りうることに留意する必要がある。</p> <p>上記のような特徴から、取引単位営業利益法の適用においては、企業単位の事業において非関連者が果たす機能と国外関連取引の当事者が果たす機能との類似性が高く、<u>利益指標</u>の算定に影響を及ぼすことが客観的に明らかな機能の差異が認められない場合に、当該事業を当該国外関連取引に対応する一の取引とみなして比較対象取引の選定を行える場合がある。</p> <p>.....</p> <p>ニ (省 略)</p> <p>(2) 国外関連取引の内容及び当該国外関連取引の当事者が果たす機能等に対する各算定方法の適合性</p> <p>.....</p>	<p>イ・ロ (同 左)</p> <p>ハ</p> <p>他方、営業利益の水準も取引の当事者が果たす機能の差異によって影響を受けることがあるが、事業を行う場合に遂行される機能の差異は、一般的に機能の遂行に伴い支出される<u>営業費用</u>（<u>販売費及び一般管理費</u>）の水準差として反映され、売上総利益の水準では大きな差があっても営業利益の水準では一定程度均衡すると考えられることから、取引の当事者が果たす機能に差異があっても調整が不要となる場合がある。したがって、取引単位営業利益法は、基本三法よりも差異の影響を受けにくい方法ということができ、公開情報から比較対象取引を見いだすことができる場合が多くなる。</p> <p>このため、国外関連取引と非関連者間取引との間に措置法施行令第 39 条の 112 第 7 項第 2 号及び第 3 号に規定する割合（<u>営業利益指標</u>）の算定に影響を及ぼすことが客観的に明らかな差異が認められない限り、当該非関連者間取引は取引単位営業利益法を適用する上での比較対象取引として採りうることに留意する必要がある。</p> <p>上記のような特徴から、取引単位営業利益法の適用においては、企業単位の事業において非関連者が果たす機能と国外関連取引の当事者が果たす機能との類似性が高く、<u>営業利益指標</u>の算定に影響を及ぼすことが客観的に明らかな機能の差異が認められない場合に、当該事業を当該国外関連取引に対応する一の取引とみなして比較対象取引の選定を行える場合がある。</p> <p>.....</p> <p>ニ (同 左)</p> <p>(2) 国外関連取引の内容及び当該国外関連取引の当事者が果たす機能等に対する各算定方法の適合性</p> <p>.....</p>

改正後	改正前
<p>イ (省 略)</p> <p>ロ</p> <p>なお、取引単位営業利益法については、その適用に係る利益指標が <u>3つ</u> (措置法施行令第 39 条の 112 第 7 項第 2 号に規定する割合 (売上高営業利益率)、<u>同項第 3 号に規定する割合 (総費用営業利益率) 並びに同項第 4 号及び第 5 号に規定する割合 (営業費用売上総利益率)</u>) あることから、<u>どの利益指標を用いることが適切か検討する必要がある。</u></p> <p>ハ (省 略)</p> <p>(3)・(4) (省 略)</p> <p>4～6 (省 略)</p> <p>【事例 6】 (取引単位営業利益法を用いる場合)</p> <p>《ポイント》</p> <p>独立企業間価格の算定に当たり取引単位営業利益法 (又は取引単位営業利益法に準ずる方法と同等の方法) が最も適切な方法と認められる事例 (前提条件 1 は棚卸資産の売買取引の場合、<u>売上高営業利益率を利益指標とする方法が最も適切な場合</u>)、<u>前提条件 2 は棚卸資産の売買取引の場合 (営業費用売上総利益率を利益指標とする方法が最も適切な場合)</u>、<u>前提条件 3 は無形資産の使用許諾取引の場合</u>)</p> <p>《前提条件 1 : 棚卸資産の売買取引の場合 <u>売上高営業利益率を利益指標とする方法が最も適切な場合</u>》</p> <p>[取引関係図] (省 略)</p>	<p>イ (同 左)</p> <p>ロ</p> <p>なお、取引単位営業利益法については、その適用に係る利益指標が <u>2つ</u> (措置法施行令第 39 条の 112 第 7 項第 2 号に規定する割合 (売上高営業利益率) <u>及び同項第 3 号に規定する割合 (総費用営業利益率)</u>) あることから、<u>どちらの利益指標を用いることが適切か検討する必要がある。</u></p> <p>ハ (同 左)</p> <p>(3)・(4) (同 左)</p> <p>4～6 (同 左)</p> <p>【事例 6】 (取引単位営業利益法を用いる場合)</p> <p>《ポイント》</p> <p>独立企業間価格の算定に当たり取引単位営業利益法 (又は取引単位営業利益法に準ずる方法と同等の方法) が最も適切な方法と認められる事例 (前提条件 1 は棚卸資産の売買取引の場合、<u>前提条件 2 は無形資産の使用許諾取引の場合</u>)</p> <p>《前提条件 1 : 棚卸資産の売買取引の場合》</p> <p>[取引関係図] (同 左)</p>

改正後	改正前
<p>(連結法人及び国外関連者の事業概況等) (省 略)</p> <p>(国外関連取引の概要等) (省 略)</p> <p>(連結法人及び国外関連者の機能・活動等)</p> <p>S社は、独自性のある広告宣伝・販売促進活動を行っていないが、<u>自らの販売計画に従ってP社から購入した製品Aを、一定の在庫を保有して管理し、X国において再販売している。</u></p> <p>(その他) (省 略)</p> <p>≪移転価格税制上の取扱い≫</p> <p>(比較可能性分析に基づく検討)</p> <p>独立企業間価格の算定に当たっては、措置法第68条の88第2項の規定により最も適切な方法を事案に応じて選定する必要があることから、措置法通達68の88(2)-1、同68の88(3)-1、同68の88(3)-3、連結指針3-1等に基づく検討を行ったところ、その結果は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> • • • • S社は、独自性のある広告宣伝・販売促進活動を行っておらず、S社による独自の価値ある寄与があるとは認められない（独自の価値ある寄与をなす無形資産と所得の源泉との関係については、【事例10～15】参照）<u>が、自らの販売計画に従ってP社から購入した製品Aを、一定の在庫を保有して管理し、再販売している。</u>X国における公開情報からは売上総利益率に影響を与える差異の調整に必要な情報が得られないことから、S社を検証対象の当事者とする再販売価格基準法を適用する上での外部比較対象取引の候補を見いだすことができない。また、再販売価格基準法に準ずる方法を適用する上での外部比較対象取引の候補も見いだすことができない。 	<p>(連結法人及び国外関連者の事業概況等) (同 左)</p> <p>(国外関連取引の概要等) (同 左)</p> <p>(連結法人及び国外関連者の機能・活動等)</p> <p>S社は、独自性のある広告宣伝・販売促進活動を行っていない。</p> <p>(その他) (同 左)</p> <p>≪移転価格税制上の取扱い≫</p> <p>(比較可能性分析の結果)</p> <p>独立企業間価格の算定に当たっては、措置法第68条の88第2項の規定により最も適切な方法を事案に応じて選定する必要があることから、措置法通達68の88(2)-1、同68の88(3)-1、同68の88(3)-3、連結指針3-1等に基づく検討を行い、その結果は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> • • • • S社は、独自性のある広告宣伝・販売促進活動を行っておらず、S社による独自の価値ある寄与があるとは認められない（独自の価値ある寄与をなす無形資産と所得の源泉との関係については、【事例10～15】参照）。X国における公開情報からは売上総利益及び売上原価の金額を把握することができず、また、売上総利益率に影響を与える差異の調整に必要な情報が得られないことから、S社を検証対象の当事者とする再販売価格基準法を適用する上での外部比較対象取引の候補を見いだすことができない。また、再販売価格基準法に準ずる方法を適用する上での外部比較対象取引の候補も見いだすことができない。

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> ・ S社を検証対象の当事者とする取引単位営業利益法については、公開情報から外部比較対象取引の候補を見いだすことができ、<u>比較可能性分析の結果、S社の果たした機能の価値は、営業費用ではなく、売上との間に関係があることが確認されている。</u>また、当該外部比較対象取引の候補につき措置法施行令第39条の112第7項第2号に規定する割合の算定に影響を及ぼすことが客観的に明らかな差異は認められない。 ・ <p>(独立企業間価格の算定方法の選定)</p> <p>上記の検討結果から、本事例では、P社がS社に製品Aを販売する取引に対して、S社を検証対象の当事者とする取引単位営業利益法を最も適切な方法として選定し、独立企業間価格を算定することが妥当と認められる。<u>また、検証対象の当事者であるS社は、自らの販売計画に従って購入した製品を一定の在庫を保有して管理し、再販売している再販売会社と認められることから、利益指標としては、以下の《解説》に記載のとおり売上高営業利益率を用いることが妥当と認められる。</u></p> <p><u>《前提条件2：棚卸資産の売買取引の場合（営業費用売上総利益率を利益指標とする方法が最も適切な場合）》</u></p> <p><u>[取引関係図]</u></p> <p><u>前提条件1に同じ。</u></p> <p><u>(連結法人及び国外関連者の事業概況等)</u></p> <p><u>前提条件1に同じ。</u></p> <p><u>(国外関連取引の概要等)</u></p> <p><u>前提条件1に同じ。</u></p> <p><u>(連結法人及び国外関連者の機能・活動等)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ S社を検証対象の当事者とする取引単位営業利益法については、公開情報から外部比較対象取引の候補を見いだすことができ、また、当該外部比較対象取引の候補につき措置法施行令第39条の112第7項第2号に規定する割合の算定に影響を及ぼすことが客観的に明らかな差異は認められない。 ・ <p>(独立企業間価格の算定方法の選定)</p> <p>上記の検討結果から、本事例では、P社がS社に製品Aを販売する取引に対して、S社を検証対象の当事者とする取引単位営業利益法を最も適切な方法として選定し、独立企業間価格を算定することが妥当と認められる。</p> <p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p><u>P社は、製品Aを販売する事業に関して、全世界的な販売計画を企画・立案し、S社を含む販売子会社の管理業務等を行っている。P社は、当該販売計画に基づき、製造した製品AをS社に販売している。</u></p> <p><u>S社は、X国において、独自性のある広告宣伝・販売促進活動を行っておらず、P社の販売計画に従って同社から製品Aを購入し、第三者である代理店に販売している（製品Aは、商流上S社を経由して第三者の代理店に販売されているが、物流上はS社を経由せず、直接P社から当該代理店に引き渡されている。）。</u></p> <p>《移転価格税制上の取扱い》</p> <p>（比較可能性分析に基づく検討）</p> <p><u>独立企業間価格の算定に当たっては、措置法第66条の88第2項の規定により最も適切な方法を事案に応じて選定する必要があることから、措置法通達66の88(2)-1、同66の88(3)-1、同66の88(3)-3、連結指針3-1等に基づく検討を行ったところ、その結果は次のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 製造販売を業とし、かつ、研究開発、全世界的な販売計画の企画立案や管理業務等を行うP社よりも、製品の販売のみを行うS社の方がより単純な機能を果たしており、S社を検証対象の当事者とすることがより適切と認められる。</u> <u>・ P社及びS社が行う取引からは、内部比較対象取引の候補を見いだすことができない。</u> <u>・ P社がS社に販売する製品Aは、P社の研究開発活動によって生み出された独自技術を使用した製品であり、公開情報からは、独立価格比準法を適用する上での外部比較対象取引の候補を見いだすことができない。</u> <u>また、独立価格比準法に準ずる方法を適用する上での外部比較対象取引の候補も見いだすことができない。</u> <u>・ S社は、独自性のある広告宣伝・販売促進活動を行っておらず、また、独自の価値ある寄与があるとは認められない。S社は、P社の販売計画に従って購入し</u> 	

改正後	改正前
<p><u>た製品を、在庫をほとんど保有することなく販売するという実質的な仲介活動を行っており、S社が果たした機能は営業費用に反映されていると認められる。S社を検証対象の当事者とする取引単位営業利益法については、公開情報から外部比較対象取引の候補を見いだすことができ、比較可能性分析の結果、S社が果たした機能の価値は、売上ではなく、営業費用との間に関係があることが確認されている。また、当該外部比較対象取引の候補につき措置法施行令第39条の112第7項第4号に規定する割合の算定に影響を及ぼすことが客観的に明らかな差異は認められない。なお、売上を分母とする利益指標はS社の果たす機能を適切に反映することができないことから、再販売価格基準法を適用することは適切ではない。</u></p> <p>・ <u>比較利益分割法を適用する上での外部比較対象取引の候補を見いだすことができない。また、上記国外関連取引に係る事業は、グローバルトレーディングや共同事業体における活動のように高度に統合されたものではなく、国外関連取引の当事者のいずれか一方を検証対象とする算定方法よりも利益分割法の方が適合すると考えられる取引形態に該当しない。</u></p> <p><u>(独立企業間価格の算定方法の選定)</u></p> <p><u>上記の検討結果から、本事例では、P社がS社に製品Aを販売する取引に対して、S社を検証対象の当事者とする取引単位営業利益法を最も適切な方法として選定し、独立企業間価格を算定することが妥当と認められる。また、検証対象の当事者であるS社は、実質的に仲介活動を行う販売会社と認められることから、利益指標としては、以下の《解説》に記載のとおり営業費用売上総利益率を用いることが妥当と認められる。</u></p> <p>《解説》 1 (省略)</p>	<p>《解説》 1 (同左)</p>

改正後	改正前
<p>2 取引単位営業利益法の特徴（長所及び短所）については、【事例1】解説参照。</p> <p>取引単位営業利益法の適用に当たっては、国外関連取引と非関連者間取引との差異が措置法第68条の88第2項第1号イに規定する対価の額又は同号ロ及びハに規定する通常の利益率の算定に影響を及ぼす場合であっても、措置法施行令第39条の112第7項第2号から第5号までに規定する割合の算定においては、当該差異が影響を及ぼすことが客観的に明らかでない場合があることから、これに留意して取引単位営業利益法を適用する上での比較対象取引の選定を行う必要がある（連結指針3-8）。</p> <p>.....</p> <p>3 <u>取引単位営業利益法の適用における利益指標について</u></p> <p><u>取引単位営業利益法を適用する場合に用いる利益指標としては、売上高営業利益率、総費用営業利益率又は営業費用売上総利益率が挙げられる（措置法施行令第39条の112第7項第2号から第5号まで参照）。</u></p> <p><u>利益指標の選定に当たっては、比較可能性分析の結果を踏まえて、検証対象の当事者が使用した資産や引き受けたリスクを考慮して、検証対象の当事者が果たした機能の価値を的確に表す指標を最も適切な利益指標として選定する必要がある。</u></p> <p><u>これらの3つの利益指標に基づいて独立企業間価格を算定する方法は、次の(1)から(3)までのとおりであり、一般的に、それぞれ次のような点に留意する必要がある。</u></p> <p><u>(1) 売上高営業利益率に基づく方法</u></p> <p><u>国外関連取引に係る棚卸資産等の買手（購入者側）の適正な営業利益の額を比較対象取引に係る売上高営業利益率を用いて計算し、当該国外関連取引に係る独立企業間価格を算定する方法。</u></p> <p><u>この方法は、使用した資産や引き受けたリスクを考慮して、国外関連取引に係る棚卸資産等の買手が果たした機能の価値が、売上との間に関係があると認められる場合（例えば、再販売会社を検証する場合）に適切な方法である。</u></p> <p><u>(2) 総費用営業利益率に基づく方法</u></p>	<p>2 取引単位営業利益法の特徴（長所及び短所）については、【事例1】解説参照。</p> <p>取引単位営業利益法の適用に当たっては、国外関連取引と非関連者間取引との差異が措置法第68条の88第2項第1号イに規定する対価の額又は同号ロ及びハに規定する通常の利益率の算定に影響を及ぼす場合であっても、措置法施行令第39条の112第7項第2号及び第3号に規定する割合の算定においては、当該差異が影響を及ぼすことが客観的に明らかでない場合があることから、これに留意して取引単位営業利益法を適用する上での比較対象取引の選定を行う必要がある（連結指針3-8）。</p> <p>.....</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p><u>国外関連取引に係る棚卸資産等の売手（販売者側）の適正な営業利益の額を比較対象取引に係る総費用営業利益率を用いて計算し、当該国外関連取引に係る独立企業間価格を算定する方法。</u></p> <p><u>この方法は、使用した資産や引き受けたリスクを考慮して、国外関連取引に係る棚卸資産等の売手が、営業費用に反映されない機能（製造機能等）を有していると認められる場合（例えば、製造販売会社を検証する場合）に適切な方法である。</u></p> <p><u>(3) 営業費用売上総利益率に基づく方法</u></p> <p><u>国外関連取引に係る棚卸資産等の買手（購入者側）又は売手（販売者側）の適正な売上総利益の額を比較対象取引に係る営業費用売上総利益率を用いて計算し、当該国外関連取引に係る独立企業間価格を算定する方法。</u></p> <p><u>この方法は、使用した資産や引き受けたリスクを考慮して、国外関連取引に係る棚卸資産等の買手又は売手が果たした機能の価値が、①営業費用との間に関係があると認められ、②販売された製品の価値によって重要な影響を受けておらず、売上との間に関係がないと認められ、③営業費用に反映されない機能（製造機能等）を有していないと認められる場合（例えば、仲介業者や単純な役務提供業者を検証する場合）に適切な方法である。</u></p> <p><u>なお、検証対象の当事者が行う取引と比較対象取引との類似性の程度（比較可能性）が十分である必要があることから、利益指標として営業費用売上総利益率を用いる場合には、両取引における売上原価と営業費用の区分について留意する必要がある。</u></p> <p><u>4</u> なお、取引単位営業利益法は、取引当事者の一方に係る比較対象取引を選定して独立企業間価格を算定する方法であるが、連結法人及び国外関連者の果たす機能等に照らした場合には、連結法人及び国外関連者双方が利益の発生に対して寄与した程度に基づき独立企業間価格を算定する利益分割法の適用が適切なケースがある。</p>	<p><u>3</u> なお、取引単位営業利益法は、取引当事者の一方に係る比較対象取引を選定して独立企業間価格を算定する方法であるが、連結法人及び国外関連者の果たす機能等に照らした場合には、連結法人及び国外関連者双方が利益の発生に対して寄与した程度に基づき独立企業間価格を算定する利益分割法の適用が適切なケースがある。</p>

改正後	改正前
<p>(参考) 営業利益について</p> <p>取引単位営業利益法を適用する場合、国外関連取引に係る検証対象の当事者の営業利益については、原則として、本業である企業の営業活動に伴い計上された損益（いわゆる事業利益）のうち、当該国外関連取引に直接又は間接に関係があるものを用いる必要がある。</p> <p>.....</p> <p>また、比較対象取引の選定に係る作業においても、上記の点を考慮して、国外関連取引に係る利益指標と一貫性のある指標を決定する必要がある。</p> <p>《前提条件3：無形資産の使用許諾取引の場合》</p> <p>〔取引関係図〕（省略）</p> <p>（連結法人及び国外関連者の事業概況等）（省略）</p> <p>（国外関連取引の概要等）（省略）</p> <p>（国外関連者の機能・活動等）（省略）</p> <p>（その他）（省略）</p> <p>《移転価格税制上の取扱い》</p> <p>（比較可能性分析に基づく検討）</p> <p>独立企業間価格の算定に当たっては、措置法第68条の88第2項の規定により最も適切な方法を事案に応じて選定する必要があることから、措置法通達68の88(2)-1、同68の88(3)-1、同68の88(3)-3、連結指針3-1等に基づく検討を行ったところ、その結果は次のとおりである。</p> <p>.....</p>	<p>(参考) 営業利益について</p> <p>取引単位営業利益法の適用においては、売上高に占める営業利益の割合（売上高営業利益率）又は総費用に占める営業利益の割合（総費用営業利益率）を利益指標として用いることになるが、国外関連取引に係る検証対象の当事者の営業利益については、原則として、本業である企業の営業活動に伴い計上された損益（いわゆる事業利益）のうち、当該国外関連取引に直接又は間接に関係があるものを用いる必要がある。</p> <p>.....</p> <p>また、比較対象取引の選定に係る作業においても、上記の点を考慮して、国外関連取引に係る営業利益指標と一貫性のある指標を決定する必要がある。</p> <p>《前提条件2：無形資産の使用許諾取引の場合》</p> <p>〔取引関係図〕（同左）</p> <p>（連結法人及び国外関連者の事業概況等）（同左）</p> <p>（国外関連取引の概要等）（同左）</p> <p>（国外関連者の機能・活動等）（同左）</p> <p>（その他）（同左）</p> <p>《移転価格税制上の取扱い》</p> <p>（比較可能性分析に基づく検討）</p> <p>独立企業間価格の算定に当たっては、措置法第68条の88第2項の規定により最も適切な方法を事案に応じて選定する必要があることから、措置法通達68の88(2)-1、同68の88(3)-1、同68の88(3)-3、連結指針3-1等に基づく検討を行い、その結果は次のとおりである。</p> <p>.....</p>

改正後	改正前
<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(独立企業間価格の算定方法の選定)</p> <p>.....</p> <p><u>また、検証対象の当事者であるS社は、製造販売会社と認められることから、利益指標としては、前提条件1及び前提条件2に係る《解説》に記載のとおり総費用営業利益率を用いることが妥当と認められる。</u></p> <p>《解説》(省略)</p> <p>【事例9】(差異の調整)</p> <p>《ポイント》(省略)</p> <p>《前提条件》(省略)</p> <p>《移転価格税制上の取扱い》(省略)</p> <p>《解説》</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 差異の調整方法については、連結指針3-3に4つの例を掲げているが、これ以外にも、国外関連取引に係る運転資本の水準と比較対象取引に係る運転資本の水準に差異がある場合に、当該差異により生じる措置法施行令第39条の112第7項第2号から</p>	<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(独立企業間価格の算定方法の選定)</p> <p>.....</p> <p>《解説》(同左)</p> <p>【事例9】(差異の調整)</p> <p>《ポイント》(同左)</p> <p>《前提条件》(同左)</p> <p>《移転価格税制上の取扱い》(同左)</p> <p>《解説》</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 差異の調整方法については、連結指針3-3に4つの例を掲げているが、これ以外にも、国外関連取引に係る運転資本の水準と比較対象取引に係る運転資本の水準に差異がある場合に、当該差異により生じる措置法施行令第39条の112第7項第2号及び</p>

改正後	改正前
<p>第5号までに規定する割合（<u>利益指標</u>）等の差を調整する例（以下「<u>運転資本に係る差異の調整</u>」という。）がある。</p> <p>運転資本とは、一般的に、企業の経常的用途のために投下され、短期間に回収される流動的な資本のことをいい、売掛金や買掛金の残高、棚卸資産の保有高の水準によって増減する。この運転資本の多寡が、企業の資金繰りや余剰資金による投資の規模に影響を及ぼし、結果として<u>利益指標等</u>の算定に影響を及ぼす可能性がある認められる場合には、こうした差異を調整することで適切な結果が得られる場合がある。</p> <p>ただし、運転資本の差異が<u>利益指標等</u>の算定に影響を及ぼすかどうかは、必ずしも明確でない場合が多いことから、こうした調整は常時機械的に行うのではなく、当該差異が及ぼす影響について十分検討することに留意する。</p> <p>運転資本に係る差異の調整で考慮される勘定科目としては、例えば、売掛金や買掛金、棚卸資産が挙げられるが、これらの水準が国外関連取引と非関連者間取引とで異なる場合に、その水準差を適切な基準で示される割合で測定（例えば、国外関連取引に係る運転資本÷検証対象の当事者の売上高－非関連者間取引に係る運転資本÷非関連者の売上高）し、これに市場金利等の適切な運用利回りを乗じたものを<u>利益指標等</u>に加減算する調整方法が採られる場合がある。</p>	<p>第3号に規定する割合（<u>営業利益指標</u>）等の差を調整する例（以下「<u>運転資本に係る差異の調整</u>」という。）がある。</p> <p>運転資本とは、一般的に、企業の経常的用途のために投下され、短期間に回収される流動的な資本のことをいい、売掛金や買掛金の残高、棚卸資産の保有高の水準によって増減する。この運転資本の多寡が、企業の資金繰りや余剰資金による投資の規模に影響を及ぼし、結果として<u>営業利益指標等</u>の算定に影響を及ぼす可能性がある認められる場合には、こうした差異を調整することで適切な結果が得られる場合がある。</p> <p>ただし、運転資本の差異が<u>営業利益指標等</u>の算定に影響を及ぼすかどうかは、必ずしも明確でない場合が多いことから、こうした調整は常時機械的に行うのではなく、当該差異が及ぼす影響について十分検討することに留意する。</p> <p>運転資本に係る差異の調整で考慮される勘定科目としては、例えば、売掛金や買掛金、棚卸資産が挙げられるが、これらの水準が国外関連取引と非関連者間取引とで異なる場合に、その水準差を適切な基準で示される割合で測定（例えば、国外関連取引に係る運転資本÷検証対象の当事者の売上高－非関連者間取引に係る運転資本÷非関連者の売上高）し、これに市場金利等の適切な運用利回りを乗じたものを<u>営業利益指標等</u>に加減算する調整方法が採られる場合がある。</p>
<p>第二章 独立企業間価格の算定方法の適用等に係る留意事項に関する事例</p> <p>【事例18】（分割対象利益等の算出）</p> <p>《ポイント》（省略）</p> <p>《前提条件》（省略）</p>	<p>第二章 独立企業間価格の算定方法の適用等に係る留意事項に関する事例</p> <p>【事例18】（分割対象利益等の算出）</p> <p>《ポイント》（同左）</p> <p>《前提条件》（同左）</p>

改正後	改正前
<p>《移転価格税制上の取扱い》</p> <p>(P社とS社との間の国外関連取引に係るP社の損益)</p> <p>また、<u>営業費用</u>については、まず、個別に①又は②に関係付けられるものは個別に配賦(製品A販売費48と部品a販売費2)し、共通費用については、例えば、P社のS社向け部品aの売上原価25とP社の日本国内向け製品Aの売上原価95のような合理的な按分基準を用いることが適当である。</p> <p>(P社とS社との間の国外関連取引に係るS社の損益)</p> <p>《解説》(省略)</p> <p>【事例21】(基本的利益の計算)</p> <p>《ポイント》(省略)</p> <p>《前提条件》(省略)</p> <p>《移転価格税制上の取扱い》</p> <p>この場合において、まず、国外関連取引に係る分割対象利益等のうちP社及びS社に配分する基本的利益を計算し、その後これを分割対象利益等から差し引いて独自の価値</p>	<p>《移転価格税制上の取扱い》</p> <p>(P社とS社との間の国外関連取引に係るP社の損益)</p> <p>また、<u>販売費及び一般管理費</u>については、まず、個別に①又は②に関係付けられるものは個別に配賦(製品A販売費48と部品a販売費2)し、共通費用については、例えば、P社のS社向け部品aの売上原価25とP社の日本国内向け製品Aの売上原価95のような合理的な按分基準を用いることが適当である。</p> <p>(P社とS社との間の国外関連取引に係るS社の損益)</p> <p>《解説》(同左)</p> <p>【事例21】(基本的利益の計算)</p> <p>《ポイント》(同左)</p> <p>《前提条件》(同左)</p> <p>《移転価格税制上の取扱い》</p> <p>この場合において、まず、国外関連取引に係る分割対象利益等のうちP社及びS社に配分する基本的利益を計算し、その後これを分割対象利益等から差し引いて独自の価値</p>

改正後	改正前
<p>ある寄与により生じた利益（残余利益等）を算出する必要があるが、当該基本的利益は、措置法施行令第39条の112第7項第1号ハ(1)に規定する「<u>第5項、前項又は次号から第5号までに規定する必要な調整を加えないものとした場合のこれらの規定による割合</u>」のうち、最も適切な利益指標を選定して計算を行うこととなる（連結指針3-7）。</p> <p>.....</p> <p>《解説》</p> <p>残余利益分割法を適用する際に分割対象利益等から控除する基本的利益は、基本的取引に係る利益指標（売上高売上総利益率、売上原価売上総利益率、売上高営業利益率、<u>総費用営業利益率又は営業費用売上総利益率</u>）のうち最も適切なものに基づき計算される。例えば、連結法人及び国外関連者の営業利益の合計額を利益配分の対象とする残余利益分割法の適用においては、営業利益に係る指標である売上高営業利益率又は総費用営業利益率（基本的取引が複数存在する場合には、原則としてその平均値（連結指針3-7(注)。）を用いることとなる。</p> <p>.....</p>	<p>ある寄与により生じた利益（残余利益等）を算出する必要があるが、当該基本的利益は、措置法施行令第39条の112第7項第1号ハ(1)に規定する「<u>第5項、前項、次号又は第3号に規定する必要な調整を加えないものとした場合のこれらの規定による割合</u>」のうち、最も適切な利益指標を選定して計算を行うこととなる（連結指針3-7）。</p> <p>.....</p> <p>《解説》</p> <p>残余利益分割法を適用する際に分割対象利益等から控除する基本的利益は、基本的取引に係る利益指標（売上高売上総利益率、売上原価売上総利益率、売上高営業利益率<u>又は総費用営業利益率</u>）のうち最も適切なものに基づき計算される。例えば、連結法人及び国外関連者の営業利益の合計額を利益配分の対象とする残余利益分割法の適用においては、営業利益に係る指標である売上高営業利益率又は総費用営業利益率（基本的取引が複数存在する場合には、原則としてその平均値（連結指針3-7(注)。）を用いることとなる。</p> <p>.....</p>